特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	滞納整理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	滞納整理事務
②事務の概要	国税徴収法、住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及び国民健康保険法による保険税(料)の徴収に関する事務並びにこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【滞納整理事務の概要】 滞納市税(市県民税(個人・法人)、軽自動車税、国民健康保険税及び固定資産税)の徴収及び整理を行う。 【業務内容】 ①現年度未納者及び過年度滞納者の徴収業務②(催告(文書、電話及び訪問)業務③分納徴収業務④財産等調査(預金・給与・生命保険・不動産等の各種調査)業務⑤住所不明者の追跡調査業務⑥差押、換価、公売、配当・充当等の処分事務⑦事件案件等交付要求等処分事務⑧徴収権の時効管理等滞納処分業務
③システムの名称	・滞納管理システム・宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル	名
滞納管理特定個人情報ファイ	IL .
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め

る事務を定める命令 別表省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

|--|--|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340					
9. 規則第9条第2項の適用			Ι]適用した	
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 1万人以上10万人未満 3) 1万人以上1 4) 10万人以上 5) 30万人以上	1万人未満 0万人未満 30万人未満			
	いつ時点の計数か	07年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> 500人未満] 1) 500人以上	2) 500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	会選択肢> 発生なし] 1) 発生あり	2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
-	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全	項目評価書
උ 11 (
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシン	ステムを通じた入	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	にた提供を除く。) []	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		○]接続しない(入手) [〇]:	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手	を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 青報又は住所を含む3情報による照会を行うこと
判断の根拠	を厳守している。	情書の保管や廃棄等に	ついては、複数人で確認のうえ取り扱っており、
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項	見目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不4) 委託先における不正な侵5) 不正な提供・移転が行わ6) 情報提供ネットワークシス	るリスクへの対策 務に必要のない情報と 正に使用されるリスクを 使用等のリスクへの対策である なったるリスクへの対策である ステムを通じて目的外で ステムを通じて不正な 滅失・毀損リスクへの	この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 を は に に に に に に に に に に に に
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			ており、関係者以外の立ち入りを禁止している。 る識別とパスワードによる認証によって限定して

変更箇所

<u> </u>	<u>丌</u>	変史箇所						
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	鳥越 知証	税務課長 梅原 学	事後				
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び30の項) 項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び第 24条	事後				
平成28年10月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠]	(空欄)	事後				
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後				
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加			
고세24/거1다	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後				
	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後				
	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後				
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び2 4条	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後				
	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後				
	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後				
令和7年9月12日	I3. 法律上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 別表省令第16条	事後				
令和7年9月12日	Ⅱ しきい価判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後				
	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後				
会和7年9月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(空欄)	新規追加	事後	様式変更による追加			
令和7年9月12日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	(空欄)	新規追加	事後	様式変更による追加			